

新型コロナウイルス感染症対策

丹波市生活支援特別 給付金（商品券）給 付事業



（申請）社会福祉課（本庁第2庁舎内）

☎ 88・5276

※令和3年9月から令和4年1月
まで ☎ 86・7031

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、住民税非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯への生活支援を目的として、世帯員一人あたり2万円分の「たんば共通商品券」を給付します。

- 支給対象者／令和3年6月25日時点で、丹波市に住民票があり、次のいずれかに該当する世帯の世帯主
 - ①住民税非課税世帯
 - 世帯員全員が、令和3年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯
 - ②家計急変世帯
- 新型コロナウイルス感染症の影響を

受けて、令和3年1月以降に収入が減少し、世帯員全員が、令和3年度の住民税（均等割）が課税されていない世帯と同様の事情にある世帯

※①②に該当する世帯で令和3年12月31日までに生まれる新生児も対象

■支給額／世帯員1人あたり2万円分の有効期限付き「たんば共通商品券」

■受給手続

①住民税非課税世帯

令和3年9月中旬に「給付申請書兼引換券」を郵送します。商品券引換所で、引換えてください。

■引換期限／令和4年1月31日

②家計急変世帯または令和3年1月2日から6月25日までに市に転入した世帯

世帯主による申請が必要です。審査の後、対象となった世帯主に対象者認定書兼引換券を郵送します。商品券引換所で引換えてください。

■必要書類／対象者認定申請書、収入・課税状況が確認できる書類など

■申請期間／9月中旬～12月31日

※郵送による申請の場合は、同日付

の消印有効

■申請方法／郵送または社会福祉課窓口へ提出

■引換期限／令和4年1月31日

子育て世帯生活支援 特別給付金（ひとり親世帯以外分）



（申請）自立支援課（本庁第2庁舎内）

☎ 88・5271

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯を支援するため、特別給付金を支給します。

■支給対象者／次の①②の両方に該当する人※ひとり親世帯分の給付金対象児童を除く

①令和3年3月31日時点で18歳未満の児童を養育する父母など

※障害のある児童は20歳未満

※令和4年2月28日までに生まれる新生児なども対象

②令和3年度住民税（均等割）が非課税、または令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人

■支給額／児童1人あたり5万円

■受給手続

▼申請が必要な人・平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童を養育している人、令和3年1月以降の収入が急変した人

※申請書などは自立支援課または各支所に設置しています。

■申請期限／令和4年2月28日※当日消印有効

■申請方法／郵送または自立支援課窓口へ提出

▼申請が不要な人・令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和3年度住民税（均等割）が非課税の人

※ただし、給付金の受給を希望しない場合や、児童手当または特別児童扶養手当の支給口座を解約している場合は、届出が必要です。

■支給時期／令和3年7月以降随時

※なお、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の申請は引き続き受付しています。